

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法) 施行規則の一部を改正する省令の骨子(案)

1. ポリエチレンテレフタレート製の容器(ペットボトル)に係る区分の見直し

容器包装リサイクル法施行規則においては、容器包装区分上ペットボトルに区分されるものを「飲料(酒類を含む。)及びしょうゆを充てんするためのペットボトル」に限定している。しかし近年、飲料・しょうゆ以外の商品であってもペットボトルに充てんされるものが広く流通していること、かつ、こうした新たな商品を充てんしたペットボトルであって飲料・しょうゆを充てんしたペットボトルと同等以上の再生利用への適性を有しているものがあることから、当該商品を充てんしたペットボトルを容器包装区分上のペットボトルに追加する。

2. 再商品化義務量の簡易算定方式の変更

再商品化義務量の基礎となる排出見込量の算出に当たっては、特定容器包装利用事業者が「自ら又は他者への委託により回収した容器包装の量」及び「事業活動により費消した容器包装の量」を「販売した商品に用いる容器包装の量」から控除できることとされている。現行施行規則においては、控除する量をそれぞれ個別に算定する自主算定方式のほか、個別に算定できない場合に用いる簡易算定方式として、「販売した商品に用いる容器包装の量」に「容器包装廃棄物排出比率」という一定の値を乗じることにより、上記二つの量を一律に控除する方式が認められている。

改正後の施行規則においては、この簡易算定方式においてもスーパーマーケット等による個別の店頭回収努力が反映されるよう、「自ら又は他者への委託により回収した容器包装の量」については個別に控除できることとし、係数を乗じて一律に控除する対象を「事業活動により費消した容器包装の量」のみとする。

また、「特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令」についても同様の改正を行う。

3. 自主回収認定に関する定期報告事項

法第 18 条に基づく自主回収の認定制度では、一定の回収率を達成できるものとして認定を受けた場合に、当該認定を受けた容器に関して再商品化義務を 100% 控除することとしている。

改正後の容器包装リサイクル法では、この自主回収認定を受けた特定事業者が、認定に係る回収の実施状況について主務大臣に報告することとしている。この報告に関する事項について、施行規則に定める。

1. ポリエチレンテレフタレート製の容器に係る区分の見直し

概要

現行の容器包装リサイクル法施行規則では、容器包装区分のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製の容器（以下「ペットボトル」という。）に区分されるものについては、飲料（酒類を含む。以下同じ。）又はしょうゆを充てんするためのものに限定されている。これは、飲料又はしょうゆを充てんするためのペットボトルが、容器包装リサイクル法制度の構築時に以下の要件を満たしていたことによる。

これらの商品が充てんされたペットボトルが広く流通している

これらの商品を充てんするために使用されているペットボトルが再生利用に適している（延伸性を有し繊維にまで再生できる）

これらの商品が充てんされたペットボトルについては、簡単な洗浄で内容物が洗い出され残存物・残香がほとんど残らない

しかし、近年、飲料又はしょうゆ以外の商品を充てんするためのペットボトルであっても当該要件を満たすものが市場で見られるようになってきており、これらを容器包装区分上ペットボトルに区分されるもの（以下「ペット区分容器」という。）に追加することとする。

新たにペット区分容器として位置付けられるものは、みりん風調味料、食酢、調味酢、しょうゆ加工品（めんつゆ等）、ノンオイルドレッシング等を充てんするためのペットボトルとする。

「今後の容器包装リサイクル制度の在り方について」（中央環境審議会意見具申。以下「意見具申」という。）（抜粋）

- ・ なお、現行制度上プラスチック製容器包装と区分されているが、めんつゆやみりん風調味料が充てんされているペットボトルについては、消費者の分かりやすさの観点等から、ペットボトルの区分とし、識別表示もそれに合わせることも適当である。

参照条文

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条（略）

2～6（略）

7 この法律において「特定分別基準適合物」とは、主務省令で定める容器包装の区分（以下「容器包装区分」という。）ごとに主務省令で定める分別基準適合物をいう。

8～13（略）

下線は関係部分

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（抜粋）

（容器包装区分及び特定分別基準適合物）

第四条 法第二条第七項の主務省令で定める容器包装の区分は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の主務省令で定める分別基準適合物は、次の各号に掲げる区分について、それぞれ当該各号に定める分別基準適合物とする。

一～四（略）

五 別表第一の七の項に掲げる商品の容器 商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のもの（飲料又はしょうゆを充てんするためのものに限る。）に係る分別基準適合物

六（略）

別表第一（第一条関係）

一～六	（略）
七	<u>商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のものであって次に掲げるもののうち、飲料又はしょうゆを充てんするためのもの</u> （一） 瓶 （二） （一）に掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器
八・九	（略）

下線は関係部分

1. ペットボトルに充てんした商品に係る流通の現状について

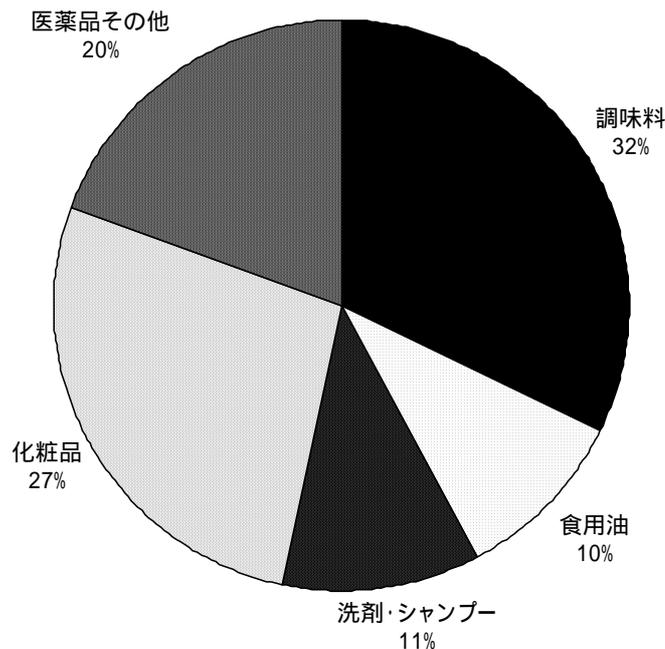
PETボトルリサイクル推進協議会のボトル用ポリエチレンテレフタレート需要実績（平成17年）調査によれば、調味料を充てんするためのペットボトル向けの需要は、酒類やしょうゆを充てんするための需要を上回っており、ペットボトルに充てんされた調味料商品が現在広く流通していると言える。

(単位：トン)

現行のペット区分容器に充てんされる商品	飲料（酒類以外）	509,684
	酒類	11,904
	しょうゆ	10,995
ペットボトルに充てんされるその他の商品	調味料	12,291
	食用油	3,744
	洗剤・シャンプー	4,262
	化粧品	10,306
	医薬品その他	7,424
合計		570,610

() 商品には輸入品を含む。

ペットボトルに充てんされるその他の商品についての
ポリエチレンテレフタレートの需要の内訳



2. 再生利用への適性について

再生利用を実施する際のコストの低減及び再商品化物の品質の確保の観点から、次の要件に該当するペットボトルについては再生利用に適さないものとして判断するのが妥当である。

- (1) 延伸性を有するポリエチレンテレフタレート以外の原料が容器に使用されているもの
(具体例)

複合素材が容器に用いられているもの(化粧品、医薬品等)

- (2) 消費者が行うと想定される簡単な洗浄で内容物が洗い落とされないもの、洗浄後の残香が強いもの

(具体例)

以下の商品を充てんするためのもの

- ・原材料に食用油脂を含むもの(ドレッシング、焼き肉のたれ、ごまだれ等)
- ・粘度が高いもの(ドレッシング、焼き肉のたれ、ごまだれ、ソース等)
- ・濃縮されているもの(洗剤等)
- ・香料(スパイス等)がきついもの(ソース、生姜焼きのたれ、化粧品等)

3. ペット区分容器として新たに位置付けられるものについて

新たにペット区分容器として位置付けられるものは、次に掲げるものを充てんするためのペットボトルとする。

- (1) 飲料(酒類(焼酎・みりん等))と比較的性状が類似していると考えられるもの
[粘度が比較的低く、残香の程度も比較的低い]

・みりん風調味料 等

- (2) 飲料(食酢飲料)と比較的性状が類似していると考えられるもの
[粘度が比較的低く、残香の程度も比較的低い]

・食酢

・調味酢(すし酢、甘酢の素、らっきょう漬の素等)

- (3) しょうゆと比較的性状が類似していると考えられるもの

[粘度がしょうゆと同等以下で、残香の程度もしょうゆと同等以下である]

・しょうゆ加工品(めんつゆ等風味加工しょうゆ、ポン酢等酢味加工しょうゆ、すき焼きのたれ等みりん入加工しょうゆ、浅漬の素等その他の加工しょうゆ)

・ノンオイルドレッシング(ドレッシングタイプ和風調味料等。食酢又はかんきつ類の果汁に食塩、砂糖類等を加えて調製した液状の調味料。)

2. 再商品化義務量の簡易算定方式の変更

概要

再商品化義務量の基礎となる排出見込量の算出に当たっては、特定容器包装利用事業者が「自ら又は他者への委託により回収した容器包装の量」及び「事業活動により費消した容器包装の量」を「販売した商品に用いる容器包装の量」から控除できるとされている。現行施行規則においては、控除する量をそれぞれ個別に算定する自主算定方式のほか、個別に算定できない場合に用いる簡易算定方式として、「販売した商品に用いる容器包装の量」に「容器包装廃棄物排出比率」という一定の値を乗じることにより、上記二つの量を一律に控除する方式が認められている。

改正後の施行規則においては、この簡易算定方式においてもスーパーマーケット等による個別の店頭回収努力が反映されるよう、「自ら又は他者への委託により回収した容器包装の量」については個別に控除できるとし、係数を乗じて一律に控除する対象を「事業活動により費消した容器包装の量」のみとする。

また、「特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令」についても同様の改正を行う。

意見具申（抜粋）

- ・ 特定事業者が排出する容器包装廃棄物の見込量の算定方法として、自主算定方式と簡易算定方式の2通りの方法がある。このうち簡易算定方式においては、自主回収及び事業系排出分を考慮した算定係数を乗じることとなっているが、これは自主回収を行っているか否かにかかわらず適用されることになっているため、これを事業系排出分のみ考慮することとし、自主回収分については申告によって控除ができる算定係数とすることが適当である。

参照条文

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（抜粋）
（特定容器利用事業者の排出見込量の算定）

第十条 法第十一条第二項第二号八の当該年度における容器包装廃棄物として排出される見込量は、第一号又は第二号に掲げる量から第三号に掲げる量を控除して得た量とする。

一 当該特定容器利用事業者が当該業種に属する事業において用いる当該特定容器の当該年度の前事業年度において販売した商品に用いた量（第八条第一項に規定する再商品化契約の締結の期限までに当該量が確定していない場合、第十五条（第十八条において準用する場合を含む。）に規定する認定の申請の期限までに当該量が確定していない場合又は当該認定を受けて再商品化をする年度の前年度の三月末日までに当該量が確定していない場合には、当該年度の前々事業年度において販売した商品に用いた当該特定容器の量）

二 前号の規定にかかわらず、次のイ又はロに掲げる場合に依り、それぞれイ又はロに定めるところとする。

イ 当該特定容器利用事業者が当該業種に属する事業において当該特定容器を販売する商品に用いることを開始する年度（以下この項において「初年度」という。）

又は終了する年度の場合 当該年度において販売する当該商品に用いる見込量

ロ 初年度の次年度（以下この項において「第二年度」という。）の場合又は初年度の次々年度であって第二年度の三月末までに第二年度に販売した商品に用いた量が確定していない場合 初年度において販売した商品に用いた量を、初年度に当該商品を販売した月数で除して得た量に十二を乗じて得た量

三 イに掲げる量とロに掲げる量とを合算して得た量

イ 当該特定容器利用事業者が自ら回収し、又は他の者に委託して回収する当該特定容器の量として主務大臣が定めるところにより算定される量

ロ 容器包装廃棄物として排出されない当該特定容器の量として主務大臣が定めるところにより算定される量（イに掲げるものを除く。）

2 当該特定容器利用事業者が前項の量を算定できない場合は、別表第三の上欄に掲げる特定分別基準適合物について、当該特定分別基準適合物に係る特定容器を用いて行う事業が属する同表の中欄に掲げる業種ごとに、前項第一号又は第二号に掲げる量に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た量を当該年度における容器包装廃棄物として排出される見込量とみなすことができる。

下線は関係部分

特定容器利用事業者に係る容器包装廃棄物として排出されない特定容器の量の算定方法（抜粋）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年 大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第十条第一項第三号ロの主務大臣が定めるところにより算定される量は、規則第十条第一項第一号又は第二号に掲げる量のうち事業活動に伴い費消された商品に用いた当該特定容器の量とする。

なお、特定包装利用事業者については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第十一条の三に、特定容器製造等事業者については、特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令に同様の規定がある。

1. 現行の排出見込量の算定方法

個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量は、自主算定方式を原則とし、それが困難な場合に簡易算定方式を選ぶこととなっており、この2通りの算定方法を施行規則等で定め、個々の特定事業者が自ら算出する。

(1) 自主算定方式

自主算定方式では、「販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量」から、「自ら又は他者への委託により回収する容器包装の量」及び「事業活動により費消した容器包装の量」を差し引いた量を排出見込量とする。

排出見込量 = 販売する商品に用いる 又は製造等する 容器包装の量 [個々の特定事業者が算定]	- 自ら又は他者への 委託により回収す る容器包装の量 [個々の特定事業者が算定]	- 事業活動に より費消した 容器包装の量 [個々の特定事業者が算定]
---	---	---

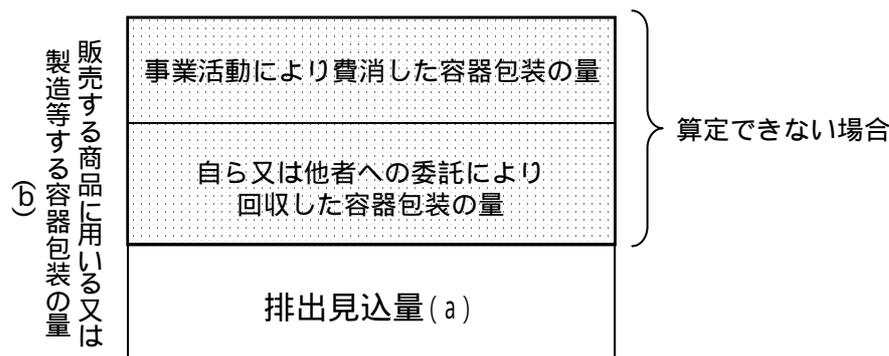
(2) 簡易算定方式

簡易算定方式では、「販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量」に、「容器包装廃棄物排出比率 (%)」を乗じた量を排出見込量とする。

排出見込量 = 販売する商品に用いる 又は製造等する 容器包装の量 [個々の特定事業者が算定]	×	容器包装廃棄物排出比率 (%)
---	---	-----------------

(3) 容器包装廃棄物排出比率

容器包装廃棄物排出比率は、「販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量 (b)」の中に占める排出見込量 (a) の比率に該当し、毎年度、容器包装利用・製造等実態調査等に基づき業種別に主務大臣が定める。



2. 改正後の排出見込量の算定方法

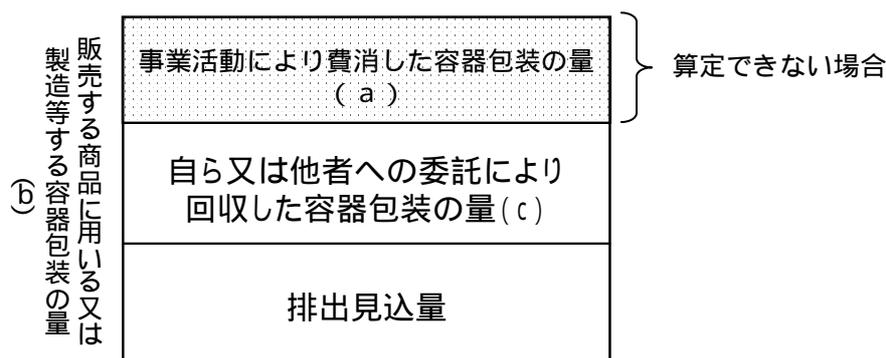
(1) 簡易算定方式

改正後の簡易算定方式では、「販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量」から「自ら又は他者への委託により回収する容器包装の量」を控除した量に(100 - 事業系比率)(%)を乗じた量を排出見込量とする。

$$\text{排出見込量} = \left(\begin{array}{l} \text{販売する商品に用いる} \\ \text{又は製造等する} \\ \text{容器包装の量} \\ \text{[個々の特定事業者が算定]} \end{array} - \begin{array}{l} \text{自ら又は他者への} \\ \text{委託により回収} \\ \text{する容器包装の量} \\ \text{[個々の特定事業者が算定]} \end{array} \right) \times (100 - \text{事業系比率})(\%)$$

(2) 事業系比率

事業系比率は、「事業活動により費消した容器包装の量(a)」を「販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量(b)」から「自ら又は他者への委託により回収した容器包装の量(c)」を控除した量で除した比率に該当し、毎年度、容器包装利用・製造等実態調査等に基づき業種別に主務大臣が定める。



事業系比率の考え方

新たな簡易算定方式では、一律に控除する「事業活動により費消した容器包装の量」を、「販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量」から「自ら又は他者への委託により回収する容器包装の量」を控除した量に、事業系比率を乗じて算出することとしている。

事業系比率は、各業種において、販売する商品に用いる容器包装(又は製造等する容器包装)の量に占める事業系の容器包装の量の割合を表すもので、上記においては、「自ら又は他者への委託により回収する容器包装の量」に含まれることとなる事業系の容器包装の量の割合とも等しいものとして想定している。

3. 自主回収認定に関する定期報告事項

概要

法第 18 条に基づく自主回収の認定制度では、一定の回収率を達成できるものとして認定を受けた場合に、当該認定を受けた容器に関して再商品化義務を 100%控除することとしている。改正後の容器包装リサイクル法では、自主回収認定を受けた特定事業者が、認定に係る回収の実施状況について主務大臣に報告することとしており、この報告に関する事項について、次のとおり施行規則に定める。

- 自主回収の認定に係る報告は、毎年度終了後三月以内に、認定を受けた特定容器又は特定包装ごとに、次に掲げる事項について行うこと。
 - (1) 認定に係る特定容器若しくは特定包装を用いた量又は認定に係る特定容器を製造等した量
 - (2) 認定に係る特定容器又は特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収した量

参照条文

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（抜粋）
（自主回収の認定）

- 第十八条 特定事業者は、その用いる特定容器、その製造等をする特定容器又はその用いる特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収するときは、主務大臣に申し出て、その行う特定容器又は特定包装の回収の方法が主務省令で定める回収率を達成するために適切なものである旨の認定を受けることができる。
- 2 主務大臣は、前項の規定による認定をしたときは、当該認定を受けた者の名称及び住所並びにその回収する特定容器又は特定包装の種類、量及びその回収の方法を公示するものとする。
 - 3 第一項の規定による認定を受けた者は、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る回収の実施状況について主務大臣に報告しなければならない。
 - 4 主務大臣は、第一項の規定に係る回収の方法が同項に規定する主務省令で定める回収率を達成するために不適切なものとなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。
 - 5 第二項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。この場合において、第二項中「種類、量及びその回収の方法」とあるのは、「種類」と読み替えるものとする。

下線は関係部分